

税理士法人 小山 会 計

2017'
11月



13日発行

〒386-0005 長野県上田市古里692-2
TEL : 0268-22-7615
FAX : 0268-22-7617
E-mail : koa-g@tkcnf.or.jp
URL : http://www.koa-g.com/

2017年 12月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2018年 1月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

2017年 12月の予定

- ・保険料控除申告書及び配偶者特別控除申告書等の提出(今年最後の給与受取日の前日迄)
- ・給与所得者の年末調整(今年最後の給与支払をする時)
- ・個人消費税の課税事業者選択届出(31日迄)
- ・個人消費税簡易課税選択届出(31日迄)
- ・固定資産税及び都市計画税第3期分の納付
- ・健保・厚年被保険者賞与支払届(支払後5日以内)

2018年 1月の予定

- ・納期特例を受けた源泉所得税(7~12月分)の納付
- ・源泉徴収票交付及び提出、法定調書提出(31日迄)
- ・扶養控除等申告書の提出(来年最初の給与受取日の前日迄)
- ・給与支払報告書提出、固定資産税の償却資産に関する申告(31日迄)
- ・個人住民税第4期分の納付、労働保険料第3期分納付(31日迄、労保は事務組合委託の場合2/14迄)

最近思うこと

17' November

税理士法人 小山会計 代表 小山秀喜

最近また、名門企業である日産や神戸製鋼の不正問題が発覚した。元社員からは、不正は四十年前からとの証言も出てきた。先日の東芝問題から一体全体、世にいう超優良企業はどうなってしまったのだろうと皆様は思われていると思う。

当然ながら、そこで働かれている社員の皆様から経営陣まで、全員超エリートのような方々である。なぜ、そのような方々がこのような問題を起こすのか。もしかしたら、まだまだ他にも隠れている企業があるのではないかと当然に疑いたくなる。

これは、まだ民間企業から発覚するのであって、もしかしたら同じ超エリート集団である公的な機関・行政等が国民に対して不正をはたらいていても、全くわからないのではないかと思ってしまう。

先日、人間として如何に生きるかを勉強している会で以下のような言葉をいただいた。

「組織にとって何が最善なのか

常に考えて行動せよ」

何が利益かメリットかと考えて行動するな。何が最善の道かを考えて行動

最近また、名門企業である日産や神戸製鋼の不正問題が発覚した。元社員からは、不正は四十年前からとの証言も出てきた。先日の東芝問題から一体全体、世にいう超優良企業はどうなってしまったのだろうと皆様は思われていると思う。

「私欲を捨てたら判断基準はぶれず

迷いはなくなる」

自己の利を横において進めば、物事は気持ちよく進む。小欲(我欲)を捨て常に大欲(世のため人のための欲)に生きよ。

今の世の中、全てが忙しくなり、目先の利益、企業の利益、組織の中の部門の利益、自己保全の利益等に追いまぐられていく気がする。

言うは易し、行は難しであるが、本来はもっと物事を判断する際に余裕が必要ではないか。

いつも申し上げていることですが、

「遠きをはかる者は富み、近きをはかる者は貧す」

「自分を忘れて他人を利する会社が生き残る」

「会社というものは生物と違って終わりがなく、永遠に続くことが大前提」

優秀な人材を輩出すべく教育することとは大切であるが、それ以上に徳のある人物を輩出することの方が日本の国にとって最も重要なことではないかと思う。とても時間がかかることだとは思いますが。

「平成27年の相続税改正 実際はどうなった？」

平成 27 年 1 月に相続税の改正があつてから 2 年半程経ちました。相続税改正前は新聞やテレビでも話題となり「相続税の課税対象になる人は改正前の倍くらいになるのではないか？」等々の推測がありましたが、実際はどうだったのでしょうか？

昨年末に発表された国税庁・関東信越国税局の統計資料「相続税の申告の状況」によると、全国・長野県では以下の通りとなりました。



< 全 国 >

	平成 26 年分（改正前年）	平成 27 年分（改正年）
死亡者数（被相続人）	1,273,004 人	1,290,444 人
相続税額のある申告書に係る被相続数	56,239 人	103,043 人
課税割合	4.4%	8.0%
被相続人 1 人当たりの課税価格	20,407 万円	14,126 万円

< 長野県 >

	平成 26 年分（改正前年）	平成 27 年分（改正年）
死亡者数（被相続人）	24,751 人	24,536 人
相続税額のある申告書に係る被相続数	810 人	1,637 人
課税割合	3.3%	6.7%
被相続人 1 人当たりの課税価格	18,617 万円	10,690 万円

課税対象となる方は、全国・長野県ともに当初の推測通り約 2 倍に近い数字となりました。対象人数は増えているものの、被相続人 1 人当たりの課税価格は前年に比べ全国で 30.7%、長野県では 42.5%の割合で少なくなっています。この結果から新たに課税対象となった方の半数以上は、「改正前は相続税がかからなかったが、改正によってかかることになってしまった」被相続人と考えられます。

◆相続人が奥さん・子供 2 人の場合を例にすると、

改正前の基礎控除 $5,000 \text{ 万円} + (1,000 \text{ 万円} \times \text{相続人 } 3 \text{ 人}) = 8,000 \text{ 万円}$

改正後の基礎控除 $3,000 \text{ 万円} + (600 \text{ 万円} \times \text{相続人 } 3 \text{ 人}) = 4,800 \text{ 万円}$ ですので、

相続財産が 4,800 万円から 8,000 万円の間の被相続人が「改正前は相続税がかからなかったが、改正によってかかることになってしまった」ことになります。

相続税改正の話題を通して「自分自身が亡くなったときには相続税の対象になるのだろうか」と気になる方、相続税に関する知識を学ばれる方が増えたな、と感じます。一方で、改正後 2 年半が経った今、その当時に思っていた不安や心配を抱えているものの日々の忙しさの中でそのままに手つかずになっている方も多いように思います。

この記事をお読み頂いた時に思い当たる節がある方、また月日が経過していく中で改めて生前の相続への備えをしなければとお考えの方は、思い立ったこの機会にお気軽にご相談のお声掛けを頂ければと思います。

（相続手続支援専門室長 岩下 博明）



業界の当たり前がアイデアを止めている？！

中小企業診断士 木内 孝信

例えば、カーディーラー（自動車メーカーが自ら運営している販売店、もしくは自動車メーカーと契約を結んでメーカー名を付けて営業することを許された販売店）に新車を展示するのは当たり前となっていますが、これが当たり前だと、基本的にディーラーはお客様を待つ商売をすることになります。そこには、来店したお客様とさっそく車の商談をしたい！というディーラーの都合があります。

ところが、当たり前にしないとどうなると思いますか？つまり、ディーラーに新車の展示がない・・・。

「ネットトヨタ南国」という車が売れに売れているディーラーがあります。数々のマスメディアに取り上げられているのでご存知の方もいらっしゃるかもしれません。

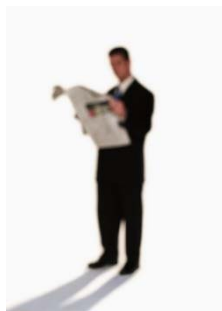
この会社では、なんと！ショールームに新車の展示がないばかりか、まるでカフェテラスのような空間で車以外の情報雑誌はもちろん、気軽にインターネットが楽しめる環境を作って、わざわざお越しいただいたお客さんに、まずは車のことを考えずにゆっくりくつろいでいただきたいという顧客視点で商売をしています。

その背景には、徹底した社員教育に基づく社員一人ひとりが常にお客さんの立場で考えて行動し、ミーティングを通して現場目線のアイデアを実現してきたことがあるようです。

皆さんの業界でも当たり前になっていることはありませんか？

その当たり前はいつまで続くのでしょうか。





従来 vs. セルフメディケーション どちらが医療費控除として得なの？

年末に近づくこの時期は、1年間に支払った医療費がいくらになるか予想がつかます。平成29年分から、医療費控除について「セルフメディケーション税制」を適用することができるようになり、従来のものといずれも適用が可能な場合には、どちらか一方の適用となることから、税金がより少なくなるのはどちらか検討する必要があります。

セルフメディケーション税制の概要

1. 適用対象者としての要件

セルフメディケーション税制は、健診受診率の向上や薬局等からの医薬品購入による、医療費の抑制を目的として創設されました。こうした背景もあり、適用を受けるためにはその年分に「一定の取組」を行う必要があります。具体的には、次のいずれかを申告者本人が受けていなければなりません。

- ① **健康診査**（医療保険各法等に基づくもの）
- ② **定期予防接種**（予防接種法第5条第1項に基づくもの）又は当該定期予防接種を除いた**インフルエンザの予防接種**
- ③ **健康診断**（労働安全衛生法第66条第1項に基づくもの及び結果書面提出等も含む）
- ④ **特定健康診査**（高齢者の医療の確保に関する法律第20条に基づくもの及び結果書面提出等も含む）又は**特定保健指導**（同法第24条に基づくもの）
- ⑤ **がん検診**（健康増進法第19条の2に基づくもの）

2. 対象医薬品

対象となる医薬品は、一定のスイッチOTC医薬品に限定されています。対象か否かは、領収書（レシート）に明記されていますので、判別が容易に可能です。

3. 控除額

医療費控除の額は、その年の1月1日から12月31日までの購入金額合計額のうち12,000円を超える部分の金額（上限88,000円）です。この購入金額は申告者本人だけでなく、本人と生計を一にする配偶者その他の親族分も含めることができます。

$$\text{控除額} = \text{購入金額の合計額} - 12,000\text{円}$$

4. 適用ポイント

（1）「一定の取組」の証明書を添付

確定申告の際、「一定の取組」の証明書を添付（又は提示、以下同じ）する必要がありますが、要件を1. ①～⑤のどれで満たすかにより、添付する書類が異なります。例えば②のインフルエンザの予防接種で要件を満たそうとする場合、当該予防接種の領収書の原本を添付する必要があります。インフルエンザの予防接種代は従来の医療費控除の対象外であるため、領収書を手元に残さない方もいらっしゃるでしょう。これから年末にかけてこの予防接種を受ける方は、原本の紛失に注意しましょう。他方、③のような勤務先が毎年行う定期健康診断で要件を満たそうとする場合、提出する証明書が結果通知表であれば写しで構いませんが、勤務先が発行した証明書であるときは原本でなければなりません。

（2）明細書の記載により領収書は自己保管

確定申告の際、明細書を作成して添付します。この添付により領収書の添付は不要ですが、確定申告期限等から5年間は税務署の求めに応じて提出（提示）する必要があります、その間は自己保管しなければなりません。なお、平成31年分までは、これらに代えて領収書の添付によることも認められています。

従来の医療費控除の改正

1. 平成29年分からの改正内容

従来の医療費控除は引続き適用が可能です。平成29年分から手続き上の改正がされています。具体的には次のとおりですが、平成31年分まではこれまでの領収書の添付による適用も認められています。

(1) 明細書の作成及び添付

確定申告の際、明細書の作成及び添付が必要となりました。この明細書には次の(2)と(3)に分けて記入します。

(2) 「医療費の通知」による適用

保険者から送付される“医療費のお知らせ”など、これまで証明書類として認められなかった「医療費の通知」について、明細書に記入するとともに確定申告書に添付することで、認められることになりました。ここに記入した医療費に係る領収書の添付及び自己保管は不要です。

(3) (2) 以外の医療費とその領収書

上記(2)以外の医療費は、明細書に記入することで領収書の添付は不要となりました。ただし、この領収書はセルフメディケーション税制と同様、5年間の自己保管が必要です。

2. 対象医療費

対象となる医療費は、【参考1】のような診療や治療等のために支払った対価です。

【参考1】対象医療費の例示

- ・ 病院で保険証を用いて支払った診療代
- ・ 産婦人科の病院や助産所へ支払った妊娠出産に係る検診、検査、分娩費用
- ・ 小児の矯正歯科治療代金

3. 控除額

医療費控除の額は、その年の1月1日から12月31日までに支払った医療費の合計額から次の①と②を控除した金額（上限200万円）です。この医療費には、申告者本人だけでなく、本人と生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費分も含めることができます。

$$\text{控除額} = \text{医療費の合計額} - \text{①} - \text{②}$$

① 保険金等で補填される金額

例. 出産育児一時金、高額療養費、生命保険等に係る入院給付金)

② 10万円（その年の総所得金額等が200万円未満の人は、総所得金額等の5%相当額）

どちらが得なの？

項目別の両者の違いを【参考2】に示しました。どちらが得なのか、試算する以外にないことがお分かりいただけますでしょうか。

“修正申告”や“更正の請求”など税金を計算し直す手続きの際、当初の確定申告時とは別の方法によって医療費控除を適用することはできないため、最初の選択が肝要です。適切な選択を行うために、必要な書類を早めに集め、試算しましょう。

【参考2】セルフメディケーション税制と従来の医療費控除との比較

	セルフメディケーション税制	従来の医療費控除
申告者本人の要件	その年分に「一定の取組」を行う必要がある	特段なし
対象医療費	一定のスイッチOTC医薬品に限定	一定の診療代等（セルフメディケーション税制よりも適用範囲は広い）
控除金額	12,000円を超える部分（上限88,000円）	10万円※1を超える部分※2（上限200万円） ※1 一定の所得以下は、これよりも低い場合がある。※2 保険金等の補填分を除く。

知っていますか？ 新卒採用に役立つ「ユースエール認定制度」

◆**2018 年卒業予定者の内定率は 80%超** 9 月中旬に株式会社マイナビが公表した調査結果で、2018 年卒業予定の大学生・大学院生の 8 月時点の内々定率は 82.7%と、前年同月比で 5.2 ポイント上回りました。中でも、理系院生の内々定率は 94.5%、理系男子で 89.6%、理系女子で 87.6%と、非常に高い結果となりました。しかし、未内定者も含めて約 3 割が「就職活動を継続する」と回答しており、多くの企業が内定式を行う 10 月を過ぎた今も、就職活動を続けている学生がいます。

◆**学生は「個人の生活と仕事を両立させたい」** 株式会社ディスコが行った「大学生就職意識調査」の結果によれば、「楽しく働きたい」(29.7%)、「個人の生活と仕事を両立させたい」(26.2%)、「人のためになる仕事をしたい」(16.1%)と答えた学生が多く、特に「個人の生活と仕事を両立させたい」は、他の 2 つと異なり前年比でポイントを伸ばしています。また、例年より大手志向の学生が多く、中小企業では予定採用数に達していないところが多くあると見られています。

◆**中小企業のための「ユースエール認定制度」** この制度は、大手企業より不利とされる中小企業の採用活動を支援するため、2015 年 10 月に施行された若者雇用促進法に基づき、若者の採用・育成に積極的に雇用管理の状況などが優良な中小企業を、国が認定するものです。認定企業のメリットとして、(1)ハローワークで重点的に PR してもらえる、(2)若者雇用促進総合サイトで紹介される、(3)認定企業限定の就職面接会に参加できる、(4)キャリアアップ助成金・人材開発支援助成金・トライアル雇用助成金の助成額がアップされる、(5)日本政策金融公庫の低利融資が受けられる、などがあります。

◆**他企業との差別化に有効？** 今年 8 月末時点の認定企業数は全国で 232 社とまだまだ少ないことから、今のうちに認定を受ければ、他社よりも「ワークライフバランス重視の企業」と学生に感じてもらえるかもしれません。ただし、認定を受けるには所定外労働時間数や有給取得率で一定の要件を満たしていること、人材育成の仕組みが整っていること等が求められます。若手の採用や定着率アップに取り組みたいと考えている場合は、認定を受けることも検討してみたいはいかがでしょうか？



「過重労働解消キャンペーン」が11月に実施されます！

◆**「過重労働解消キャンペーン」とは？** 長時間労働対策の強化が喫緊の課題となっている中、厚生労働省では「過労死等防止啓発月間」の一環として「過重労働解消キャンペーン」を 11 月に実施し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組みを推進するため、使用者団体・労働組合への協力要請、リーフレットの配布などによる周知・啓発等の取組みを集中的に行うそうです。実施期間は 11 月 1 日～30 日となっています。

◆**主な実施内容** (1)労使の主体的な取組の促進…使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組みに関する周知・啓発等について、厚生労働大臣名による協力要請が行われ、労使の主体的な取組みが促されます。また、都道府県労働局においても同様の取組みが行われます。(2)労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問…都道府県労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組みを行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し、取組事例をホームページなどで地域に紹介します。(3)過重労働が行われている事業場などへの重点監督

＜監督の対象となる事業場等＞ ●長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等 ●労働基準監督署およびハローワークに寄せられた相談等から、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等

＜重点的に確認される事項＞ ●時間外・休日労働が「時間外・休日労働に関する協定届」(いわゆる 36 協定)の範囲内であるか(法違反が認められた場合は是正指導)

●賃金不払残業が行われていないか(法違反が認められた場合は是正指導)

●不適切な労働時間管理については、労働時間を適正に把握するよう指導 ●長時間労働者に対しては、医師による面接指導等、健康確保措置が確実に講じられるよう指導

＜書類送検＞ ●重大・悪質な違反が確認された場合は、送検、公表 (4)電話相談の実施…都道府県労働局の担当者による、フリーダイヤルでの相談、助言、指導が行われます。(5)キャンペーンの趣旨などについて周知・啓発 (6)過重労働解消のためのセミナー開催…全国で合計 66 回「過重労働解消のためのセミナー」が開催されます(参加無料)。



編集後記

一年もあと残りわずかとなりました。年末に向けて様々なイベントがありますが、皆さんは十二月二十四日がクリスマス・イブで二十五日がクリスマスだということはおもちゃの箱に保存して、二十五日はクリスマスの生誕を祝うというイメージがありますが、実は、キリストの生誕は不明とされており、いつ生まれたのかもわかっていないそうです。祝う日が定かでないで混乱を招くので、法王庁が太陽神崇拝の祝日に合わせて十二月二十五日と定めたそうです。では、なぜ二十四日も祝うのでしょうか？イブは前夜祭、というものが一般的な解釈のようですが、それは間違で、当時は午前十一時を過ぎても日付は変わらず、日が沈むと日付が変わるとされていたので、二十四日の日が沈むと、もう二十五日なので、そのため二十四日に祝っているように見えていました。クリスマスのイブは「イブニング」という意味から来ているので、本年は大変お世話になりました。来年も「アイブフォーメーション」共々、またよろしくお願ひ申し上げます。(編集担当 荻原)